

ミャンマー国人身取引被害者自立支援のための能力向上プロジェクト

No.37/ 2016年2月22日

ミャンマーでは、強制結婚、強制労働、性的搾取などの人身取引被害者が多く発生しています。経済活動のグローバル化が進み、人の移動が増加し、それに伴い今後ますます人身取引被害も増加することも危惧されます。JICAではミャンマーで2012年より被害者支援を行う関係者の能力強化を目的として、本プロジェクトを実施しています。

ヤンゴンからミンガラバー(こんにちは)

プロジェクトも2016年6月末の終了に向けて最終局面に入ってきました。1月後半から2月前半にかけて、終了時評価の事前準備として、ミャンマー各地のプロジェクト関連機関やNGO組織などを訪問し、基本情報の収集と確認、状況調査を行いました。ヤンゴンの他、ネピドー、マンダレー、タチレク、チャイントン、コータウンなどを訪れました。今回はその中から、甲木チーフアドバイザーが同行を行なったシャン州東部のタイ国境に近いタチレクとチャイントンの状況を報告します。

ATTF タチレク訪問 (1月26日)



タチレクのタイとの国境にある橋、多くの人々が行きかいます

タチレクはヤンゴンよりかなり北部に位置し、飛行機が空港に到着したときには、気温5度で風雨も伴っており、ヤンゴンからの乗客は寒さに震え上がりました。タイとの国境に接しており、人身取引被害が多いいわゆる「ホットスポットエリア」でもあります。

今回訪問したミャンマー警察人身取引対策タスクフォース(ATTF)タチレク事務所には、タイとの合意に基づいて2012年に設立された人身取引国境連携事務所(BCATIP)も設置されています。

BCATIPタチレクでは、タイ警察との定例連絡会議を毎年2回(ミャンマー側、タイ側で各1回ずつ)開催し、連携して人身取引事件の解決に当たっています。

タイからミャンマーに送還された違法労働移民の数



は、2010年から2015年の間で541件、10,064人(男性7,290名、女性2,774名)で、ATTFでは全員に聴き取りを行い、人身取引事件に該当しないかどうかの確認をしているそうです。

ATTFタチレクが関わる人身取引被害者の帰還手順には二通りあり、

一つはミャンマー国内で被害にあいタチレクで救出された場合で、ATTF事務所で一時的に保護し帰郷してもらいます。もう一つは被害者がタイで保護されタチレクに送還されてくる場合で、タイ側からミャンマーの福祉局本部に連絡があり、福祉局が窓口となります。国境でATTFがミャンマー側代表として被害者の受け入れをしたあと、福祉局がタチレクから北160kmにあるチャイントンのシェルターで保護し、その後家族の元などに帰郷してもらいます。2005年から2015年の10年間で169名の被害者がタイから送還され、うち16歳未満の子どもは26名ということでした。

国内人身取引被害者の保護

私たちが訪問した際には、2015年12月にタチレクで救出された8名の女性がATTF事務所では保護されていました。シャン州の州都であるタウンジーの出身者7名とタウンジーに来ていたヤンゴン出身者1名で、タチレクの縫製工場か喫茶店で働けば月額560,000チャット(約5万6千円:ミャンマーの通常の工場労働者の賃金の4-5倍)稼ぐことができると、母娘二人の女性からもちかけられたそうです。その母娘と共にタチレクに連れて来られ売春を強要されましたが、1名が逃げて警察に駆け込んだため事件が発覚しました。8名の中ではおそらく年長の27歳の女性が少し話をしてくれましたが、中にはまだ幼さが残る少女たちもいました。翌日の裁判での証言が終われば、タウンジーの家族のもとに帰るそうです。

女性連盟と母子協会の支援活動

彼女たちのタチレク滞在中の日常的な生活の支援は、ミャンマー女性連盟とミャンマー母子協会の会員が行っているということで、メンバーの方たちに ATTF 事務所に集まっていた話話を伺うことができました。



女性連盟、母子協会のメンバーとの面談

ミャンマー母子協会の主な活動としては、女性と子どもに対する医療と保健サービスの提供、ATTF や福祉局と協力して被害者の保護・支援、人身取引に関する啓発活動などです。ミャンマー女性連盟は、女性を対象にして、家でもできる内職斡旋、識字教育の実施、子どもたちへの文房具等の支給、カウンセリングの提供、職業訓練（手工芸、裁縫等）など、被害者の回復や生活再建の支援を行っています。

ATTF タチレクに滞在している 8 名の被害者に対しては、彼女たちの健康状態の確認、身の回りのものや食料・調味料を買う当面のお金の支援、帰郷のための旅費の支援など、ATTF と連携してきめ細かい支援が行われている様子うかがえました。

啓発活動としては、工場やコミュニティで情報提供・教育活動を行っています。村長、地区長などの妻は両組織のメンバーであり、グラスルーツレベルまで組織化されているため情報が末端まで浸透しやすく、民族が違っていても、それぞれの言語で情報を提供することができるそうです。

被害者が保護されると、まず被害者の家族を確認し連絡しますが、その連絡・確認も両組織の会員が行っています。警察や福祉局から組織の本部に家族確認の要請が来ると、その地域のメンバーが被害者の家族や地域の村長、地区長等に連絡のうえ、被害者の帰郷後の受け入れ態勢を整えるそうです。シェルターから被害者が帰郷する際には、福祉局の職員と一緒に家族の元に同行し、帰郷後 3~4 か月はなにか問題が発生していないか頻りに状況を確認するとのことでした。

被害者の帰郷を家族が拒否したり、家族が崩壊状態で家族の元に戻れないというケースも他地域では聞いていますが、タチレクでは今までそのような事例はな

いとのことです。また被害者が HIV/AIDS に罹患している場合も、家族が看護や生活の支援をしているそうです。なお、2006 年頃は HIV に感染している被害者が多かったのですが、最近は減少しているとのことでした。

チャイントンシェルター訪問（1月27日）

チャイントンのシェルターは福祉局が設置した施設であり、女性のための職業訓練校に併設されています。職業訓練校の職員数は、校長を含め全部で 11 名。入所している人身取引被害者の支援は、通常は校長を含めて主に 3 名のソーシャルワーカーが担当していますが、多忙時には職員全員が協力して対応しているそうです。人身取引被害者が入所していないときは、その 3 名はチャイントン職業訓練校の訓練生の担当もしているそうです。



チャイントンの職業訓練校の校長、キンキンミンさん

このシェルターでは 2004 年から 2015 年までに計 225 名の被害者を受け入れており、うちタイからの帰還者が最も多く 214 名（女性 177 名、男性 37 名）、その他中国から帰還した女性が 10 名、インドネシアから帰還した男性が 1 名です。

タイから帰還する人身取引被害者に関する情報は、首都ネピドーにある福祉局の本部で一括管理されており、ネピドーの指示に基づいて受け入れを行っています。シェルターでは、福祉局及び ATTF による被害者の身元の確認（現在の年齢、被害にあったときの年齢、シャン州出身かどうか、被害にあった経緯、加害者の情報など）が行われ、これらの情報は、福祉局本部・ミャンマー警察人身取引対策部門本部に連絡されます。家族の確認については、福祉局本部より福祉局チャイントン事務所、ミャンマー女性連盟本部、協力 NGO の本部（被害者の家が各 NGO の支援の対象地である場合）を通じてそれぞれの支部に連絡されます。



チャイントンシェルターの居室

被害者の帰郷については、帰郷先がチャイントンの近隣である場合はシェルターの職員が家族の元へ送り届けますが、遠方の場合には家族に迎えに来てもらうとのことです。

シェルターでの被害者支援

被害者は一般的に精神的なダメージを負っていることが多く、そのため、他人との信頼関係を築けない、築こうとしない、また誰ともしゃべらなかつたり、嘘をついたりする人も多く、それを理解したうえで精神的な支援を行うことが大事だとシェルターでは考えているそうです。そのため職員は、手芸や農作業の活動に誘ったり、買い物や地域のお祭りなど外に連れ出したり、彼女らのストレスを少しでも軽減できるよう心掛けています。また、買い物の行き帰りに話しかけたり、被害者が宿泊する場所に一緒に寝泊まりするなど、会話のきっかけを探り、彼女らの話を丁寧に聞くようにもしているとのことです。

被害者の年齢層は、13～30歳。支援方法の年齢による違いは特にないということですが、就学年齢層の子どもたちは、職業訓練校の生徒たちと一緒に遊んだり、話をしたりしているそうです。

また、チャイントンのシェルターでは、ミャンマー国内での人身取引被害者を保護した事例がこれまで5件あったそうで、いずれの事例でも15～20日間滞在したそうです。これらはATTFチャイントンからの要請で対応しているものであり、福祉局本部からの指示ではなく、現場の判断で決定したとのことです。

プロジェクトの研修成果の共有

校長のキンキンミンさんはプロジェクトの第2回人身取引対策指導者育成研修(TOT)の受講者で、プロジェクトが作成した教材やハンドブックも支援の現場で活用しているとのことです。

プロジェクトの研修終了後は、シェルター職員を対象にすでに10回の研修を実施して、プロジェクトで学んだことを伝えているそうです。また、女性連盟や母子協会の会員、地域のリーダなど、コミュニティで人身取引被害者保護を実践している人たちを対象としたコミュニティ研修もタチレクとチャイントンで計4回実施しています。研修には警察や入管など、関連機関の職員も講師として参加してもらい、研修準備や研修の実施を通じて地域での人身取引対策関係者のネットワークの強化にも役立っているようです。また、研修実施の案内は、内務省総務局が関係機関を招集して毎週開催される定例会議で行っていることから、地域の正式な研修として位置付けられていることがわかります。



右上の写真はタチレクからチャイントンに車で移動中に見つけた人身取引対策の看板です。「互いを思いやり人身取引を根絶しよう」と書かれており、タイのNGOの相談窓口の案内があります。左下の写真はチャイントン空港の入り口にあるミャンマー政府の人身取引対策中央委員会が設置したものです。国境沿いの町ではこのような看板がよく見られます。